

総務くらし建設委員会会議録

開 会 日	令和2年2月25日（火）午前9時30分
閉 会 日	令和2年2月25日（火）午前11時58分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 さとうゆみ 副委員長 山田けんたろう 委 員 石じまきよし 伊藤祐司 川合保生 ささせ順子 田崎あきひさ 富田えいじ 山田かずひこ
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 市長公室長 加藤正純 次長（総合政策担当）川本満男 次長（経営企画、人事、情報担当）横地賢一 人事課長 北川考志 課長補佐 浅井紳一郎 総務部長 中西直起 次長兼行政課長 飯島 淳 課長補佐 児玉 剛 庶務係長 加藤優作 市民課長 林 元美 市民係長 粕谷梨江 収納課長 吉田 学 収納係長 加納郁子 くらし文化部長 浦川 正 次長（たつせがある、悩みごと相談、生涯学習担当）日比野裕行 たつせがある課長 磯村和慶 課長補佐（地域協働担当）堤 健二 建設部長 水野 泰 次長兼都市計画課長 加藤英之 土木課長 近藤泰介 主幹 丸山賢一 維持管理係長 閑谷乙温

	<p>都市計画課課長補佐 大橋勝芳 都市計画係長 水野真紀子 建築係長 山崎暢之 みどりの推進課長 矢野克明 主幹 加藤 明 課長補佐 水野広道 農政係長 鈴木洋輔 区画整理課長 朝井雅之 区画整理係長 富田昌樹 公園西駅開発推進室長 伊藤直幸 室長補佐 伊藤友人 下水道課長 古橋 剛 課長補佐 白木敏雄 経営係長 伊藤弘憲 工務係長 栗山徳明 教育部次長兼教育総務課長 山端剛史</p> <p style="text-align: right;">計 39 人</p>
<p>職務のため 出席した者 の職氏名</p>	<p>議長 加藤和男 議会事務局長 水野敬久 書記 浅井良和</p>
<p>会 議 録</p>	<p>別紙のとおり</p>

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 20 号 長久手市地域共生ステーション条例の一部を改正する条例について

たつせがある課長

議案第 20 号について説明

さとう委員 南小校区及び北小校区共生ステーションは、どのような職員が管理するののか。

たつせがある課長

将来的にはまちづくり協議会に運営してもらうよう想定しているが、当面の間は本市の会計年度任用職員が行う。

田崎委員 附則で北小校区共生ステーションは令和 2 年 4 月 1 日から、南小校区共生ステーションは令和 2 年 9 月 1 日から施行するとあるが、供用開始にあわせているのか。

たつせがある課長

北は令和 2 年 3 月、南は 7 月に工事完了予定であり、供用開始にあわせている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 26 号 長久手市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

都市計画課長 議案第 26 号について説明

山田(か)委員 市内で地区計画区域は何か所あるのか。

都市計画課長 さつきが丘、丁子田、戸田谷、三ヶ峯、長湫南部、長久手中央、前熊一ノ井、下山、公園西地区の 9 か所である。

山田(か)委員 公園西駅周辺先導住宅街区の地区内の緑化面積を増やす目的はどの

ようか。

都市計画課長 民有地でも一定以上の緑化が実現できることにより、景観上の効果、二酸化炭素排出抑制などの効果が期待できる。

山田(か)委員 申請後に勝手に緑を減らした場合はどう対応するか。

都市計画課長 条例では具体的に罰則は定めていない。地域の合意形成をはかるために緑地協定の締結等を並行して進めている。

山田(か)委員 規制が厳しいが、売れるのか。

都市計画課長 環境配慮に関心が高い土地所有者をこの地区に換地した。その前提でプロポーザルを実施し、事業者はトヨタグループ（トヨタすまいるライフ株式会社、トヨタホーム株式会社の企業グループ）に決定している。土地所有者、事業者及び市とで複数回の勉強会を開催して地区計画の内容が決まった。

田崎委員 規制の内容が異なる地域が隣接するが、どのように周知するのか。

都市計画課長 道路を境に規制が異なる場合があるが、市から土地所有者等に周知を図りたい。

田崎委員 過去の答弁では、日本に誇るエリアにする、市全体に広げていくとのことであった。この規制を市全域に広げていくのか。

都市計画課長 この地域は既存の住民が少なく、新しい取り組みを比較的しやすい地域であると思われる。この地域を例にしながら、市全域にどのように波及できるのか庁内で検討している。地域の合意形成を図りながら波及できる地域や方法などを選別していく必要があると考える。

田崎委員 過去の答弁と違うということか。

都市計画課長 取り組みは広げていくが、規制の内容等は考えていく必要がある。

ささせ委員 緑化の樹種や高さなどは市が決めるのか。

都市計画課長 条例には最低緑化面積のみが規定されている。行政が樹種などを指定するのは難しいため、緑化協定等に盛り込む方法も例としてある。

さとう委員 公園西駅周辺地区環境配慮型住宅ガイドラインでは「緑化率を敷地面積の10%以上とすること」と規定されているが、守られていない。条例での緑化の概念はどのようなか。

都市計画課長 地面の植栽、建物の壁面緑化、屋上緑化などである。

さとう委員 例えば、花壇の面積が緑化の3分の1を超えてはいけないなどの規制はないか。

都市計画課長 都市緑地法に基づき計算する。

さとう委員 使用収益開始はいつからか。また、トヨタグループは2割の緑化率を確保した状態で分譲するのか。

都市計画課長 地区計画の趣旨に沿って分譲されると考えられる。使用収益開始は令和2年10月頃である。

山田(け)委員 生け垣の高さやフェンスの透視性などに制限はあるか。

課長補佐 生け垣は高さ90センチ以上、延長方向1メートルあたり2本以上の制限があるが、フェンスは高さや透視性の制限はない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論

田崎委員 緑化率を敷地面積の 20 パーセント以上にすることが当初はできていても、いずれ保てなくなる懸念がある。また、従来ガイドラインで設定している緑化率が守られているのか改めて見直していきながら進めてほしい。

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 28 号 名古屋都市計画事業公園西駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について

区画整理課長 議案第 28 号について説明

山田(か)委員 他市でも同様の改正をしているのか。

区画整理課長 市施行の区画整理があり、条例に清算金に付すべき利子の利率が記載されている市では改正する。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 29 号 長久手市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

下水道課長 議案第 29 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 27 号 長久手市田園バレー交流施設条例の一部を改正する条例について

みどりの推進課長

議案第 27 号について説明

山田(か)委員 廃止するとしている、ふれあい農園の利用状況はどのようなか。

みどりの推進課長

福祉事業者が撤退した平成 28 年 3 月末以降利用されていなかったため、株式会社長久手温泉が使用している。

石じま委員 株式会社長久手温泉は、ふれあい農園の使用料を支払っているか。

みどりの推進課長

条例に基づき使用料を徴収している。

石じま委員 ふれあい農園は今後どうなるのか。

みどりの推進課長

直売所を拡充するため撤去する予定である。

石じま委員 直売所になると使用料は発生しないのか。

みどりの推進課長

直売所は指定管理施設であるため、使用料は発生しない。

石じま委員 ふれあい農園の撤去について議論したか。

みどりの推進課長

出荷者から直売所を拡げてほしいとの要望があることや、ふれあい農園の利用状況から判断した。

石じま委員 指定管理者である株式会社長久手温泉から、ふれあい農園があった場所の使用料は徴収しないのか。

みどりの推進課長

指定管理者は手数料収入で運営するため、指定管理者から使用料は徴収しない。

川合委員 市内出荷者からの要望で拡張するのか。

みどりの推進課長

市内かどうかは把握していない。拡張により本市農業の活性化につながる。

川合委員 他市町の農産物の方が多い時もある。ふれあい農園をなくしてまで直売所を拡張する必要はあるのか。

みどりの推進課長

端境期も直売所を維持するため、やむをえず他市町の農産物が多くなることはある。あぐりん村があるために、本市で新規就農したいという方も多い。

富田委員 ふれあい農園の撤去で障がい者の交流はなくなるのか。

みどりの推進課長

別の場所で農作業を通じて交流しており、障がい者等の農作業を通じた交流を妨げるものではない。

田崎委員 条文の表記が「指定管理施設」から「交流施設」に変わっているのはなぜか。

みどりの推進課長

第4条第1項第2号で「交流施設（ふれあい農園を除く。以下「指定管理施設」という。）」と規定されているが、条例改正でふれあい農園がなくなるため、すべて交流施設に表記を統一した。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第33号 長久手市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

みどりの推進課長

議案第33号について説明

さとう委員 3年前に任命された認定農業者等に準ずる者は今回と同じ方か。また、市内の他の認定農業者が農業委員になることが難しい理由を確認したか。

みどりの推進課長

認定農業者等に準ずる者は3年前と同じ方である。認定農業者の応募はゼロである。認定農業者は、日中は本業が忙しいため農業委員会への出席や農地パトロールなどの活動が難しいことが要因と考える。

さとう委員 認定農業者等に準ずる者の2人以外には市から直接依頼していないのか。

みどりの推進課長

市ホームページ、広報、あぐりん村などの出荷者の目につくところにチラシを掲出しており、個別に案内はしていない。

さとう委員 前回の任命から3年間、何回ぐらい会議を開き、何を話し合ったのか。

みどりの推進課長

月1回の農業委員会、年4回の農業振興地域整備促進協議会などへの出席のほか、農地パトロールなどの活動がある。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長

この際、暫時休憩

<午前10時56分休憩>

<午前11時05分再開>

委員長

休憩前に引続き会議を再開する。

議案第31号 市道路線の認定について

土木課長 議案第31号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 32 号 市道路線の変更について

土木課長 議案第 32 号について説明
山田(け)委員 重複部分は民間開発で拡幅工事されたのか。
土木課長 そのとおりである。

質疑及び意見を終了

討論
反対討論 なし

賛成討論 なし

採決
賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 18 号 長久手市印鑑条例等の一部を改正する条例について

市民課長 議案第 18 号について説明

質疑及び意見なし

討論
反対討論 なし

賛成討論 なし

採決
賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 19 号 長久手市債権管理条例の制定について

収納課長 議案第 19 号について説明
伊藤委員 第 16 条に規定されている「債権管理の体制を整備」とは具体的にどのようなようか。
収納課長 私債権を放棄する場合に、案件が適当か検討するような組織をつくるために要綱で具体的な内容を定める。
伊藤委員 施行日から動き始めるのか。
収納課長 各課に債権放棄の時期を聞き取りしたうえで実際に要綱に基づき動き出すのは下半期ぐらいになる。
田崎委員 台帳の管理はどこがするのか。

収納課長 税に関する債権の台帳管理は収納課である。他の台帳管理は各担当課である。

さとう委員 第7条に強制執行等が規定されているが、取り立てが厳しくなるのか。また、第13条で債権の放棄を規定することで、放棄しやすくなるのか。

収納課長 強制執行は、地方自治法施行令に規定されているものである。放棄を明確化して債権の管理を行っていききたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第30号 土地区画整理事業に伴う町界町名の区域の設定及び変更について

行政課長 議案第30号について説明

山田(け)委員 町名変更について住民の同意は得られたのか。

行政課長 平成31年4月に区域内の住民及び土地所有者にアンケートを実施し、最終検討した結果を令和2年1月に全員へ通知した。その後、問い合わせがないためご理解いただいたという認識である。

伊藤委員 区画整理事業区域外の町名変更は難しいのか。

行政課長 町界町名の設定基準では、土地の基盤整備が完了した区域で行うこととしている。土地の基盤整備は区画整理に限らないが、まず区画整理が完了した場所を整理し、その後、その他の基盤整備が完了した場所について考えていくことになる。

伊藤委員 区画整理事業区域外に飛び地で菅池の町名が残り、よし池の町名も一部残っているが、一緒に整理できなかったのか。

行政課長 区画整理事業区域内の道路用地、駅舎の部分では町名が残るところもある。住民がおらず影響がないため、まず区画整理事業区域内を整理した。

伊藤委員 将来的には整理するのか。

行政課長 基準では基盤整備された場所を行うとしており、今後全く整理しないわけではない。

さとう委員 よし池と菅池が町名から整理された経緯はどのようなか。

行政課長 アンケートと並行して長久手の地名の書籍を調べた。横道は由緒ある町名だが、よし池及び菅池は昭和50年代の土地改良事業でつけられた

名前であるため、今回整理した。アンケートでは、町名を変えてほしくないという意見は10件程度であった。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第16号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

人事課長 議案第16号について説明

田崎委員 第12条第4項を「父、母」から「父母」に改正するのは誤植だったのか。

人事課長 過去の経緯は不明である。会計年度任用職員の制度化により第5条に職員の区分を追加したもの以外は、準則と異なる部分を修正している。

田崎委員 第24条の罰金を「20万円」を「20万円以下」に改正するのはなぜか。

人事課長 準則の改正に基づき修正するものである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第15号 長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

人事課長 議案第15号について説明

さとう委員 増額する総支給額年間約130万円の内訳はどのようなか。

人事課長 市長が約 51 万 8,000 円、副市長が約 42 万 6,000 円、教育長が約 38 万 6,000 円である。

田崎委員 市長の退職金は、今定例会で提出されている特例条例の金額で積算されるのか。

人事課長 特例条例が可決されれば、特例条例の金額が適用される。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 17 号 長久手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について

人事課長 議案第 17 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 11 時 58 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和2年2月25日

総務くらし建設委員会委員長 さとうゆみ